

定例監査

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成25年3月5日発行（山梨県公報号外第12号）山梨県監査委員告示第三号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	企画県民部 峡東地域県民センター	
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月	
監査実施日	平成24年9月26日、10月30日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 2件（契約2）</p> <p>1) 東山梨合同庁舎環境管理業務委託契約において、契約書第5条に実績報告書の提出について規定されているが、定期清掃に関する報告が行われていなかった。</p> <p>2) 東山梨合同庁舎消防設備保守点検業務委託契約において、契約書第2条の規定による業務主任者の通知が行われていなかった。</p>	<p>1) 9月28日に契約業者からH23年度の定期清掃についての報告書を提出させた。</p> <p>H24～H26年度の契約においては、定期清掃についても作業報告書の提出を明記しており、作業報告書の提出を厳守させる。</p> <p>2) 9月28日に契約業者からH23年度契約における業務主任技術者の通知を書面で提出させた。</p> <p>H24年度の契約では消防法の有資格者に業務に従事させることを義務づける条項に改め、免状の写しを提出させている。</p>

監査対象所属	企画県民部 峡南地域県民センター（西八代）	
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月	
監査実施日	平成24年9月26日、10月22日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 再任用短時間勤務職員の給与について、支払時期が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の支給年月日 平成24年4月16日 ・実際の支給年月日 平成24年4月25日 	<p>1) 通常、再任用職員の給与は、県退職時の支払方法が引き継がれるため、当該職員の給与も本人の口座に振込まれる事となっていた。しかし、退職時の所属が県の外部団体であったため、現金支給となり、現金支給者への給与が一旦振込まれる「給与資金前渡口座」へ滞留してしまい、本人への支給が遅れてしまった。</p> <p>今後はこのようなことが起こらないように給与基本台帳や給与明細書で現金支給者を把握するとともに、支給日に給与資金前渡口座の記帳を行う。また再任用職員がいる場合は、関係所属への確認を行う。</p>

監査対象所属	企画県民部 総合理工学研究機構	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月23日、11月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 平成24年度の公用車用ガソリンの単価契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為伺いに「内容欄に記載された単価を予定価格とする」旨の記載がなかった。</p>	<p>1) 支出負担行為伺いに、「内容欄に記載された単価を予定価格とする」旨の記載を行った。今後は、支出負担行為作成時の確認及び決裁過程での確認を徹底し、事務処理に遺漏のないよう努めていく。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	総務部 総合県税事務所																																		
監査対象期間	平成23年9月～平成24年8月																																		
監査実施日	平成24年11月28日、平成25年1月23日																																		
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)																																	
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 県税に係る過年度分 平成23年度決算時 平成24年度末現在</p> <p>[間接税]</p> <p>旧法による税</p> <table border="0" data-bbox="181 860 903 972"> <tr> <td>料理飲食等消費税</td> <td>495,022円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>軽油引取税</td> <td>2,222,153円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>軽油引取税</td> <td>29,399,747円</td> <td>22,288,283円</td> </tr> </table> <p>[直接税]</p> <table border="0" data-bbox="181 1016 903 1330"> <tr> <td>個人県民税</td> <td>2,362,093,006円</td> <td>2,155,890,167円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>27,838,362円</td> <td>28,056,572円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>66,534,982円</td> <td>52,666,368円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>38,667,643円</td> <td>47,815,045円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>324,314,434円</td> <td>242,410,654円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>328,122,205円</td> <td>269,500,393円</td> </tr> <tr> <td>鉾区税</td> <td>80,000円</td> <td>77,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,179,767,554円</td> <td>2,818,704,482円</td> </tr> </table>		料理飲食等消費税	495,022円	0円	軽油引取税	2,222,153円	0円	軽油引取税	29,399,747円	22,288,283円	個人県民税	2,362,093,006円	2,155,890,167円	法人県民税	27,838,362円	28,056,572円	個人事業税	66,534,982円	52,666,368円	法人事業税	38,667,643円	47,815,045円	不動産取得税	324,314,434円	242,410,654円	自動車税	328,122,205円	269,500,393円	鉾区税	80,000円	77,000円	合計	3,179,767,554円	2,818,704,482円	<p>1) 毎年度策定している「税込確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。</p> <p>○課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大や夜間納税相談の実施など、納税環境の充実に努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。</p> <p>○滞納者への対策としては、回数を増やして早期に文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネット公売や不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への搜索を積極的に実施し、滞納繰越額の圧縮に取り組んでいる。</p> <p>○県税の滞納額の約3/4を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告をはじめ、県が引き継いで滞納処分を行う「地方税法第48条による直接徴収」を今年度から本格的に導入し、成果を上げている。</p>
料理飲食等消費税	495,022円	0円																																	
軽油引取税	2,222,153円	0円																																	
軽油引取税	29,399,747円	22,288,283円																																	
個人県民税	2,362,093,006円	2,155,890,167円																																	
法人県民税	27,838,362円	28,056,572円																																	
個人事業税	66,534,982円	52,666,368円																																	
法人事業税	38,667,643円	47,815,045円																																	
不動産取得税	324,314,434円	242,410,654円																																	
自動車税	328,122,205円	269,500,393円																																	
鉾区税	80,000円	77,000円																																	
合計	3,179,767,554円	2,818,704,482円																																	
監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)																																		
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月																																		
監査実施日	平成24年9月20日、10月30日																																		

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 2件（収入2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 4,994,398円 平成24年度分 129,600円 合計 先数 5件 5,123,998円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 85,813,505円 平成24年度分 1,530,547円 合計 先数 166件 87,344,052円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 1,051,486円 平成24年度分 5,739円 合計 先数 46件 1,057,225円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 11,304,421円 平成24年度分 24,029円 合計 先数 18件 11,328,450円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 8件 414,498円</p> <p>⑤母子福祉資金違約金 過年度分 先数 7件 72,828円</p> <p>2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の収入未済について、財務システム上の金額と所属で管理している台帳（母寡システム）の金額に差異が生じていた。</p>	<p>1) 歳入についての収入未済について 長期未償還者や滞納額が大きい者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問186回（うち夜間訪問6回）、電話230回、手紙125回、住所調査7回、来所29回の延べ577回滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>[一般会計] （括弧内は予備監査日時点と平成24年度末現在との未収額の比較。以下同じ）</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 4,968,398円（△26,000円） 平成24年度分 129,600円（増減なし） 合計 5,097,998円（△26,000円）</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金[元金] 過年度分 82,719,032円（△3,094,473円） 平成24年度分 1,435,344円 合計 84,154,376円（△3,189,676円）</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金[利子] 過年度分 1,013,774円（△37,712円） 平成24年度分 5,416円（△323円） 合計 1,019,190円（△38,035円）</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金[元金] 過年度分 10,879,941円（△424,480円） 平成24年度分 24,000円（△29円） 合計 10,903,941円（△424,509円）</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金[利子] 過年度分 388,329円（△26,169円）</p> <p>⑤母子福祉資金違約金 過年度分 69,828円（△3,000円）</p> <p>2) 財務会計システムと母寡システムの収入未済額の差異について 平成25年2月26日に財務会計システムの修正を行い、差異を解消した。</p>

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所（峡北支所）
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月18日、10月19日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 2件（収入1、支出1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	<p>1) 当該収入未済事案については、債務者が</p>

<p>療育医療費自己負担金 平成 19 年度分 先数 1 件 2,600 円</p> <p>2) 愛育班員全国大会への参加負担金に係る資金前渡の精算において、財務規則第 72 条第 2 項に定める 5 日を超えて精算されていた。</p>	<p>遠隔地に居住しているため電話及び文書による督促を継続してきた。</p> <p>平成 24 年 12 月に母子保健法に基づく滞納処分を行うために債務者の財産調査を実施したが、滞納処分を行うことができる財産を把握することはできず、平成 25 年 2 月 12 日に消滅時効期間が到来したことから、山梨県滞納債権処理方針に基づき不納欠損処分の手続きを行うこととした。</p> <p>2) 事務の終了後 5 日以内に資金前渡の精算を行うことを改めて全職員に周知徹底するとともに、会計事務自己点検表を活用して適正な運用を図っている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月
監査実施日	平成 24 年 9 月 25 日、10 月 30 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 2 件 （収入 2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 1 件 1,024,800 円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 10,871,936 円 平成 24 年度分 311,730 円 合計 先数 23 件 11,183,666 円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 5 件 233,486 円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 1,922,850 円 平成 24 年度分 53,100 円 合計 先数 2 件 1,975,950 円</p> <p>④母子福祉資金違約金 平成 22 年度分 先数 1 件 4,775 円</p>	<p>1) 母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金または納付書により毎月償還するよう指導を行っている。</p> <p>所在が不明になった滞納者については、償還指導がとぎれないよう、住民票を取り寄せ転出先の調査を実施。また、失業等により収入が無く、償還困難なケースについては、ハローワーク等と連携し、就労支援を行っている。</p> <p>2 月には時効が完成している債権のうち時効の援用がされたものについて、不納欠損の処理を行った。</p> <p>○収入未済の状況（平成 24 年度末現在） [一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分収納額 100,000 円 未収 先数 1 件 924,800 円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分収納額 834,024 円 過年度分不納欠損額 863,444 円 平成 24 年度分収納額 14,833 円 未収 先数 19 件 9,471,365 円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分収納額 4,915 円 過年度分不納欠損額 45,892 円 未収 先数 3 件 182,679 円</p>

<p>2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の収入未済について、財務システム上の金額と所属で管理している台帳（母寡システム）の金額に差異が生じていた。</p>	<p>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分収納額 65,000 円 平成 24 年度分収納額 0 円 未収 先数 2 件 1,910,950 円</p> <p>④母子福祉資金違約金 平成 22 年度分収納額 4,775 円 未収 先数 0 件 0 円</p> <p>2) 財務会計システムと母寡システムの収入未済額の差異について 平成 25 年 2 月 21 日に財務会計システムの修正を行い差異を解消した。</p>
-------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月
監査実施日	平成 24 年 9 月 14 日、10 月 26 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 3 件（収入 2、支出 1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 23,597,819 円 平成 24 年度分 422,816 円 合計 先数 22 件 24,020,635 円</p> <p>②住宅手当緊急特別措置事業返還金 平成 22 年度分 先数 1 件 16,200 円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 4,440,340 円 平成 24 年度分 84,924 円 合計 先数 10 件 4,525,264 円</p> <p>2) 生活保護法に基づく保護費返還金の過年度収入未済のうち、地方自治法第 236 条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていなかった。</p>	<p>1) 指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じており、引き続き収入未済額の縮小に向け取組みを強化していく。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費等返還金については、平成 18 年の出先機関の再編により他所から当事務所に引き継がれた債権が多い中、過年度分の債権から回収に努めているところである。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めている。</p> <p>また、回収が困難な債権については、債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたっている。今年度中の回収状況は次のとおりである。</p> <p>(平成 24 年度末現在)</p> <p>過年度分未収金 先数 22 件 22,100,719 円 → 債権回収額 先数 5 件 175,000 円</p> <p>平成 24 年度分未収金 先数 3 件 487,943 円 → 債権回収額 先数 2 件 41,000 円</p> <p>②住宅手当緊急特別措置事業返還金については、債務者の理解がなかなか得られないため、回収が困難な状況である。</p> <p>2) 過年度収入未済のうち、既に地方自治法の規定に基づく消滅時効が完成しているもの 3 件について、平成 25 年 2 月 18 日付けで不納欠損処分の事務手続きは終了した。また、今後は消滅時効が完成したものについては、早急に不納欠損処理の手続き</p>

3) 研修の受講料について、資金前渡で支出していたが、支払予定日の20日前に資金前渡職員の口座に振替支出していた。資金の交付時期については、資金の保管期間が長期間とならないようにする必要がある。	を行う。 3) 当該職員は講座の前日の支払い（口座振込）と考えていたが、支出命令書の作成の際に支払日の指定をしなかったことが原因である。このことから作成した職員のみでなく、所内体制において財務書類等をチェックするよう徹底を図った。
---------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月27日、10月24日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 2件（収入1、物品1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 823,300円</p> <p>②生活保護費返還金 過年度分 先数 3件 2,027,098円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 20,375,872円 平成24年度分 730,702円 合計 先数 33件 21,106,574円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 410,649円 平成24年度分 1,314円 合計 先数 11件 411,963円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 7件 3,474,136円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 6件 177,641円</p> <p>2) 賃借物品である印刷機1台及びパソコン1台について、山梨県財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) 母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金については、文書や訪問による償還指導、連帯保証人や連帯借受人への協力依頼等を続け、今後も収入未済金の回収に努め、債権管理の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉資金貸付金 回収済み 1,451,722円 収入未済 先数 31件 20,066,815円 ・寡婦福祉資金貸付金 回収済み 58,000円 収入未済 先数 7件 3,593,777円 ・父子福祉資金貸付金 回収済み 99,000円 収入未済 先数 2件 724,300円 <p>生活保護費返還金についても、文書や訪問で督促し分割の納付を約束するも不履行な状態が続いている。今後も継続して未収金の回収に努める。</p> <p>2) 財務規則を熟知の上、再発防止に努めていく。</p>

監査対象所属	福祉保健部 中央児童相談所
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月6日、平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 3件（収入1、支出1、契約1）</p> <p>1) 公衆電話業務の受託手数料等の調定に遅延しているものがあった。</p> <p>2) 福祉プラザエレベーター点検業務委託料の支払において、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないもの</p>	<p>1) 遅延が生じないように、チェックを確実にし、受託手数料の調定について適正な事務処理を行う。</p> <p>2) 請求書受領時に記載漏れがないか確認すると共に、支払時には再度チェックを行う。</p>

により支払を行っていた。 3) 平成 23 年度に契約した福祉プラザエレベーター点検業務委託契約において、積算価格が 50 万円を超えていたが、財務規則第 137 条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。	3) 今後は財務規則を遵守し、チェック表を活用するなど適正な事務処理を行う。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所
監査対象期間	平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月
監査実施日	平成 24 年 12 月 13 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 3 件（収入 2、支出 1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金 過年度分 先数 2 件 93,520 円</p> <p>2) 児童入所施設等措置費に係る過払い分の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていなかった。</p> <p>3) 一時保護所の所外活動に要する経費として支出した前渡資金の精算において、財務規則第 72 条第 2 項に規定する 5 日を超えて精算されていた。</p>	<p>1) 及び 2) 1 件については、督促状を発送後、職員も訪問し説得に当たったが解決に至っていない。もう 1 件については分納中であり、平成 25 年 3 月に一部納付があった。</p> <p>3) 資金前渡があった場合の精算日についてチェック表を作成し、精算の遅れを防止する対策を講じた。</p>

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園
監査対象期間	平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月
監査実施日	平成 24 年 12 月 4 日、平成 25 年 1 月 18 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 2 件（収入 1、支出 1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 449,722 円 平成 24 年度分 44,000 円 合計 先数 11 件 493,722 円</p> <p>2) 平成 23 年度 10 月～3 月分の新聞購読料が未払いとなっており、翌年度に過年度支出としていた。</p>	<p>1) 収入未済について 退園した児童については、個別訪問や督促状の配布を行って納付への理解を求めている。 なお、監査時には未納であった債務者から納付があり、一部成果として現れた。また、在校児童分についても、1 名からは納付があった。 引続き厳しい県財政を鑑み、負担金への理解を求めて、納付を求めていく。 平成 24 年度末現在の状況 過年度分：6 先 367,852 円 平成 24 年度分：1 先 17,600 円 合計：6 先 385,452 円</p> <p>2) 新聞購読料の過年度支出 7 月 3 日に支払を終えている。今後はこのようなことがないように、確認作業を励行するとともに、引継を的確に行う。</p>

監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月12日、平成25年1月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指摘事項) 1件（その他1）</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あった。</p> <p>指導事項に該当するもの 7件（収入3、重点1、給与1、支出1、財産1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>ア 児童福祉施設費負担金 過年度分 8,004,175 円 平成24年度分 210,828 円 合計 先数 16件 8,215,003 円</p> <p>イ あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,966,443 円 平成24年度分 574,147 円 合計 先数 43件 3,540,590 円</p> <p>2) 児童福祉施設費負担金の過年度収入未済のうち、地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていなかった。</p> <p>3) 児童福祉施設費負担金及びあけぼの医療福祉センター使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付に、一部遅延しているものがあった。</p> <p>4) 児童福祉施設費負担金及びあけぼの医療福祉センター使用料の収入未済に係る延滞債権管理簿について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じて作成されていなかった。</p> <p>5) 非常勤嘱託職員の通勤手当相当額の算出において、非常勤嘱託取扱要綱に定める計算（端数処理）が行われておらず、支給不足となっていた。</p>	<p>1) 指導を受けた事項については講じた措置を徹底する。</p> <p>1) 収入未済について再度個人別・年度別債務状況を整理し、平成25年1月10日付で債務者に対して、納付依頼の通知を発送した。 現在までに約20名(債務者の約半分)の債務者・家族等から連絡があり、随時納付依頼の交渉を継続している。(少額の債務者は既に納付を完了している。) 連絡のない債務者の家庭訪問等を実施しているが、引き続き納付依頼の交渉を行っていく。 平成24年度末現在、未収金額が次のとおり減少した。</p> <p>a. 児童福祉費負担金 過年度分 ▲170,600 円 現年分 ▲60,628 円</p> <p>b. センター使用料 過年度分 ▲78,584 円 現年分 ▲172,902 円</p> <p>2) 出納局会計課と公法上の債権の不納欠損処理について具体的な事務処理方法等の協議を進めている。</p> <p>3) 督促状の発付状況を再確認し、納期限後20日以内に発付するよう改善した。</p> <p>4) 平成24年12月下旬から個人別管理台帳を作成し、随時交渉記録を記載していくことを徹底し、適切な管理を行っている。(債務者の管理台帳は作成済み)</p> <p>5) 要綱に定める計算方法にて再認定を行い、不足分を該当者に支給した。</p>

<p>6) 診療材料購入経費の支出事務において、既契約商品の見直しに伴い、金額及び購入数量に係る支出負担行為変更伺いは作成されていたが、その後の当該変更内容の取り消しに伴う変更の支出負担行為伺いが作成されていなかった。</p> <p>7) 郵便ポスト、現金自動引出機、看板及び自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に調定していた。</p>	<p>6) 平成 24 年 12 月 18 日付で支出負担行為伺いを起案し、同月 26 日付で決裁・処理済。</p> <p>7) 積算誤りの理由は、積算の基礎となる財産台帳の土地価格について、評価替えに伴う価格改定の採用時期を相違したことによるため、再度確認を行い、適正な積算額にて調定を行った。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月
監査実施日	平成 24 年 12 月 11 日、平成 25 年 1 月 23 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 3 件（収入 1、契約 1、物品 1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 287,461 円 平成 24 年度分 162,280 円 合計 先数 13 件 449,741 円</p> <p>②育精福祉センター使用料 過年度分 476,797 円 平成 24 年度分 66,230 円 合計 先数 3 件 543,027 円</p> <p>③雑入 平成 24 年度分 先数 4 件 78,381 円</p> <p>2) 平成 23 年度に契約した自動電話交換設備保守点検業務委託契約において、積算価格が 50 万円を超えていたが、財務規則第 137 条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>3) 賃借物品である印刷機等について、財務規則第 168 条に規定する占有物品払出調書が作成</p>	<p>1) 平成 25 年 3 月 22 日付で、時効により消滅した債権の不納欠損処分を行なった。(件数 35 件 金額 126,048 円)</p> <p>また、督促状とは別に、家庭状況に配慮しながら個別に電話連絡、自宅訪問、催告文書の送付等を行っており、未済額の減額に努めている。</p> <p>この結果、上記未済の内、平成 24 年度末現在収入未済は</p> <p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 154,813 円 平成 24 年度分 133,780 円 合計 先数 9 件 288,593 円 (161,148 円の減)</p> <p>②育精福祉センター使用料 過年度分 421,570 円 平成 24 年度分 63,630 円 合計 先数 2 件 485,200 円 (57,827 円の減)</p> <p>③雑入 平成 24 年度分 先数 1 件 12,937 円 (65,444 円の減)</p> <p>となり、状況は大幅に改善している。</p> <p>2) 改めて財務規則第 137 条に規定する予定価格調書の作成について所内で周知徹底を図った。今後は会計事務自己点検表を随時チェックするなどして、同様なミスを起こさないよう最大限の注意を払って事務の執行を行う。</p> <p>3) 直ちに占有物品払出調書を作成し、改めて財務規則第 168 条に規定する占有物品</p>

されていなかった。	払出調書の作成について所内で周知徹底を図った。現在は会計事務自己点検表を随時チェックするなどして、同様なミスを起こさないよう最大限の注意を払って事務の執行を行う。
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月7日、平成25年1月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件（財産1） 1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の算定において、1平方メートル当たりの建物価格に誤りがあり、過小に徴収していた。	1) 平成24年度行政財産使用料について、適正な金額に訂正して使用許可の変更を行うとともに、不足分の徴収を行った。 許可期間が経過した使用料の不足部分については、徴収する手続きを行っている。

監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月12日、平成25年1月23日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件（給与1） 1) あずさ回数券を使用した旅費の算定に一部誤りがあり、過払いとなっていた。	1) 旅行経路選択は、最も安い金額の経路を選択することを改めて職員に周知徹底するとともに、県外旅行の場合には、旅費システムの経路確認で必ず「あずさ回数券」使用時との比較を行い、比較表をPDF化し、旅費申請文書に添付するよう指示した。 旅費申請時に経路選択の確認を徹底し、復命時及び旅費支出時には再度、経路等の確認を行い、適正な事務処理に努めていく。

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2件（支出1、契約1） 1) NHK 放送受信料について、財務規則第71条第1項に定める資金前渡ができる経費に該当しないにも関わらず、公共料金等資金前渡職員口座を使用して自動口座振替を行っていた。 2) 単価契約である物品購入（LP ガス）契約書において、違約金を規定する条項が、「委託料の100分の10に相当する金額」と記載されており、契約内容と合致していなかった。	1) NHK 放送受信料について、平成25年4月以降の支払方法を「納付書払い」とする変更届出を行ったところであり、今後は財務規則に則した適正な執行に努める。 2) 契約書について、今後は違約金に関する条項を契約内容と合致させると共に、契約書の各条項の確認を徹底し、財務に関する事務の適正な執行に努める。

監査対象所属	森林環境部 環境科学研究所	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月12日、11月22日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 3件（契約1、支出1、財産1）</p> <p>1) 一般廃棄物回収・処理業務委託契約において、可燃ゴミの処理業務については、処理重量に応じた単価契約となっているが、契約書に予定数量の記載がなかった。</p> <p>2) 平成23年度末に支払が完了している物品（遠心分離器）の修繕代金について、所属内連絡等の不徹底から、二度の物品修繕要求、納品、検収が行われた上で二重払いされていた。 なお、当該事案については既にれい入処理がされていた。</p> <p>3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。</p>	<p>1) 今後、可燃ゴミの処理業務等の単価契約について、予定数量の記載漏れがないよう一層留意して契約業務を行う。</p> <p>2) 今後、物品要求、物品修繕要求において所属内の連絡不徹底等が起こらないよう、検収・検査を関係職員が連携した体制で行う。</p> <p>3) 価格改定後の公有財産台帳価格を基に再度算定し、差額を調定減額処理し、れい出処理により、納人あて過納分を返還した。</p>

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月11日、11月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 3件（収入2、給与1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [特別会計] 恩賜県有財産特別会計 雑入 昭和59年度分 先数 1件 255,000円</p> <p>2) 行政財産使用許可に伴う必要経費（自動販売機の電気料）の算定において、子メーターの使用量の計算に誤りがあり、調定額が過小になっていた。</p> <p>3) 勤務時間の割り振り変更により、4時間の勤務が割り振られた週休日に行った4時間を超える勤務に対する時間外勤務手当の算出の際、1時間あたりの給与額に乗ずる支給割合を135/100として計算していたが、正しくは125/100であり、過払いとなっていた。</p>	<p>1) 収入未済255,000円については、平成25年2月議会で議案提出し、権利放棄の議決がなされたことから、平成25年3月に不納欠損処分の手続きを終了させた。</p> <p>2) 算定誤りに対し、再計算を行い平成24年10月24日に差額19円の調定を行い、平成24年11月12日に収納された。 今後は、子メーターの確認数値を計算表に小数まで表示し確認する。</p> <p>3) 過払い分については、平成24年11月に勤務状況システムで訂正し全額納入された。 以後、週休日に割り振られた勤務がある場合は、勤務状況システムで時間外勤務手当の支給割合を確認する。</p>

監査対象所属	産業労働部 山梨県工業技術センター（ワインセンター）	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月23日、11月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

<p>(指導事項) 2件 (契約1、支出1)</p> <p>1) 平成24年度の事業用機器賃借契約他において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為伺いに「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。</p> <p>2) 研修の参加経費について、資金前渡で支出していたが、支払日を指定しておらず、支払予定日の1月以上前に資金前渡職員口座に振替支出しているものがあった。資金の交付時期については、資金の保管期間が長期間とならないようにする必要がある。</p>	<p>1) 支出負担行為伺いに「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものについては、直ちにその旨の記載を行なった。今後は、担当者の支出負担行為伺い作成時の確認と決裁過程での確認を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう努めていく。</p> <p>2) 指導以後は研修開催日の2日前を支払日に設定して支出している。引き続き、支出命令書の確認時に支払日の設定漏れがないよう決裁過程での確認を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう努めていく。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月30日、11月27日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 平成24年度分 先数 1件 195,000円</p> <p>2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産賃借契約の一般競争入札の予定価格算定において、土地価格が含まれておらず、また権利変換に伴う改定について所管課との確認がなされず、予定価格の積算が過小となっていた。</p>	<p>1) 平成25年3月11日に収入となった。</p> <p>2) 現在、公有財産台帳においては、土地明細における土地価格の表記及び、建物価格に権利変換に伴う価格改定が反映されており、正しい積算がされていることを確認した。</p>

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月30日、11月28日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 3件 (収入2、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 2,032,950円 平成24年度分 195,000円 合計 先数 6件 2,227,950円</p> <p>2) 授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が遅延しているものがあった。</p> <p>3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を</p>	<p>1) 過年度分のうち、訪問、催告などにより665,000円を回収し、平成24年度末の収入未済は1,552,950円となっている。また、予備監査時点での平成24年度分の未収金195,000円は全額回収済である。 今後も定期的な訪問や文書による催告を行ない、未収金の回収に努める。</p> <p>2) 平成24年度後期授業料については、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に規定されているとおり、納期限後20日以内に発付した。今後についても遅延のないように努める。</p> <p>3) 過大に徴収していた行政財産使用料は返還済である。</p>

基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。	
--------------------------	--

監査対象所属	産業労働部 都留高等技術専門校
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月7日、平成25年1月22日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件（財産1） 1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用許可申請にあたって、連帯保証人を徴していないものがあつた。	1) 行政財産使用許可の効力が現に存続し、かつ、指導に該当する2業者につき申請書の連帯保証人欄に追記入をさせることにより措置をした。

監査対象所属	産業労働部 峡南高等技術専門校
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月7日、平成25年1月16日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2件（物品1、給与1） 1) 賃借物品であるパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。 2) 私用自動車を利用した旅行において、通勤手当相当額との調整が行われておらず、旅費が過払いとなっているものがあつた	1) 指導を受けた後、すみやかに占有物品受入調書を作成した。 今後は、物品受入後、直ちに調書を作成する。 2) 指導を受けた後、速やかに「れい入伺い」を作成し、調整額を返還した。 今後は、旅費請求の一件ごとのチェックをより厳密に行う。

監査対象所属	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成23年8月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件（契約1） 1) 契約書において、違約金を規定する条項が当該契約と合致していないものがあつた。 ①単価契約であるにもかかわらず「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されていた。（廃棄物処理業務委託契約書） ②賃貸借契約であるにもかかわらず「売買代金の100分の10に相当する金額」と記載されていた。（ファクシミリ賃貸借契約書）	1) 契約時の内容確認が不十分であつたため、今後はチェックリストにより厳正に条文の内容まで確認する事とし、契約書については訂正を行なつた。

監査対象所属	観光部 大阪事務所
監査対象期間	平成23年11月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件（支出1）	

1) 防火・防災管理新規講習受講料の資金前渡の精算について、10月23日に支出が完了しているにもかかわらず、予備監査日現在精算が行われていなかった。	1) 山梨県財務規則第72条に基づき資金前渡の精算処理を行なった。 今後は、前渡資金支払事務の終了後、5日以内に精算することを徹底する。
----------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	農政部 水産技術センター（忍野支所）
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月16日、11月13日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件（財産1） 1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 5筆	1) 水産技術センター敷地は、昭和47年前後に魚苗センター用地として約300筆を買収した。 平成23年度、「収用裁決手続開始」登記を法務局と協議の上、4筆抹消し、現在確認している未登記は、5筆349㎡となった。 買収から40年ほどが経過し、平成6年には、買収土地は国土調査による地積変更、合筆などが行なわれている。また、買収契約者も故人となり、未登記土地には世代を代えて権利関係が複雑になっているのが現状である。 未登記の状況把握、権利関係者の調査等を引き続き行い、未登記の解消の可能性を探り、できるものから登記を今後も進めていく。

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター（病虫害防除所）
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月16日、11月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2件（収入1、財産1） 1) 行政財産の使用許可に伴う必要経費（理容室の水道料）を徴収していなかった。 2) 職員宿舍光配線建物引込に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。	1) 行政財産使用料条例に基づき、水道料の徴収を速やかに行なった。 2) 改定後の価格で算定をやり直し、過徴収となった使用料について速やかに返還を行った。

監査対象所属	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月18日、11月15日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 3件（物品1、契約1、支出1） 1) 売却した生産物である桃について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び財務規則	1) 財務規則に則り生産物報告書及び生産物売却調書を作成した。

<p>第 165 条に基づく生産物売却調書が作成されていなかった。</p> <p>2) 備品（ユビキタス制御装置一式）の購入において、契約金額が 150 万円を超えていたが、契約書の作成を省略し請書を徴していた。</p> <p>3) 会議に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第 72 条第 2 項に規定する 5 日を超えて精算されていた。</p>	<p>今後、生産物を売却する際には、適正に調書を作成し事務処理を行う。</p> <p>2) 今後、さらにチェックを強化し、遺漏のないよう事務処理を行う。</p> <p>3) 今後、さらにチェックを強化し、遺漏のないよう事務処理を行う。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	農政部 畜産試験場
監査対象期間	平成 23 年 8 月～平成 24 年 7 月
監査実施日	平成 24 年 10 月 17 日、11 月 20 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 1 件（支出 1）</p> <p>1) 会議に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第 72 条第 2 項に規定する 5 日を超えて精算されていた。</p>	<p>1) 変則勤務の特例職場であるため、会議出張、勤務を要しない日、土日が続くと 5 日以内の精算が厳しい場合があるが、今後は、資金前渡補助者が精算する等、遅滞なく前渡資金の精算を行う。</p>

監査対象所属	農政部 酪農試験場
監査対象期間	平成 23 年 8 月～平成 24 年 7 月
監査実施日	平成 24 年 10 月 19 日、11 月 20 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 2 件（財産 1、給与 1）</p> <p>1) カーブミラー設置を目的とする行政財産使用許可において、使用期間が平成 24 年 3 月 31 日までとなっており、その後の継続使用許可の手続きが取られていなかった。</p> <p>2) 会議への出席に伴う旅費の支給において、宿泊に要する経費として室料相当分のみを支給し、夕食代及び朝食代に相当する経費が不算定であり、支給不足となっていた。</p>	<p>1) 相手から期間更新申請書を提出してもらい、平成 29 年 3 月 31 日までの期間更新手続きを行った。今後は使用期間一覧表により確認を行い管理する。</p> <p>2) 本人が請求を辞退したため、旅費の追加支給はしないこととなった。 今後は、旅費支払時等にチェックを行い、適正な事務手続きを行う。</p>

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成 23 年 8 月～平成 24 年 7 月
監査実施日	平成 24 年 10 月 16 日、11 月 20 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 3 件（契約 1、財産 1、物品 1）</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の賃貸借契約において、財務規則第 109 条の 2 に規定する契約保証金の免除条項に該当しないにもかかわらず、一般競争入札の際に契約保証金を免除として公告し、そのため契約保証金を徴していなかった。</p> <p>2) 取替工事により取得した工作物（グラウンドフェンス）について、公有財産事務取扱規則第</p>	<p>1) 次回募集時には、このようなことのないよう、適切な記載を行って公告する。</p> <p>2) 平成 24 年 10 月 22 日付、管財課通知「公有財産台帳の内容確認」に基づき、内容確</p>

54 条第 2 項に基づく移動報告書が提出されていなかった。 3) 使用不能のため保管しているアナログテレビについて、財務規則第 159 条に規定する返納の手続きがなされていなかった。	認後の報告と併せて移動報告書を提出した。 3) 平成 24 年 10 月 19 日付で物品返納処理を行なった。
-------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成 23 年 8 月～平成 24 年 7 月
監査実施日	平成 24 年 10 月 5 日、11 月 8 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 3 件（給与 1、財産 2） 1) 月 60 時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り（150/100 で入力すべきところを 125/100 で入力）、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあった。 2) 取得用地に未登記があった。 平成 24 年度取得分 18 筆 3) 電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が 1 年を超えている場合は、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。	1) 平成 24 年 11 月 16 日例月給与支給時に、過少支給していた給与差額分を支給した。 2) 平成 25 年 2 月 4 日付で、全て登記を完了した。 3) 平成 24 年 11 月 12 日付で、電気通信施設設置の各社に変更許可指令書を交付し、同日付けで変更に対する請書の提出を受けた。

監査対象所属	県土整備部 新環状・西関東道路建設事務所
監査対象期間	平成 23 年 8 月～平成 24 年 7 月
監査実施日	平成 24 年 10 月 3 日～5 日、11 月 21 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 4 件（支出 1、財産 1、契約 1、物品 1） 1) 凍結防止剤購入（単価契約）において、不適切な事務処理があった。 ① 支出負担行為伺いの限度額の算定基礎である積算単価と予定価格調書の積算額とが相違していた。 ② 支出負担行為伺いに、物品の受払いを通知する旨の表記及び物品出納員の決裁がなかった。 2) 平成 20 年度に取替工事で設置した工作物（エアコン）について、公有財産事務取扱規則第 50 条第 1 項の規定に基づく移動報告書が提出されていなかった。 3) ファクシミリの再リースに係る長期継続契約において、不適切な事務処理があった。 ① 支出負担行為伺いに積算総額が記載されていなかった。 ② 契約書に長期継続契約である旨及び解除権を留保する旨の条項が記載されていなかった。	1) ①については、今後は今まで以上に内容確認を行い、適切な事務処理を行う。 ②については、支出負担行為への表記及び物品出納員の決裁を得た。 今後は、財務規則、各通知等に則って適切な事務処理を行う。 2) 平成 24 年 11 月 19 日付で速やかに移動報告を行った。 今後は、公有財産事務取扱規則に則って適切な事務処理を行う。 3) 平成 23 年度に契約したものについては指導事項のとおりですが、平成 24 年度に契約したものについては①～③については、いずれも適正に処理した。 今後は、財務規則、各通知等に則って適切な事務処理を行う。

<p>た。</p> <p>③契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>4) 郵便切手類受払簿について、記載誤りのため予備監査日現在の残高と現品が一致していなかった。</p>	<p>4) 記載誤りについて、速やかに訂正を行い、残高と現品は一致している。</p> <p>今後は、複数人での郵便切手類受払簿及び現品の確認を行う。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月2日、10月30日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>（指導事項） 1件（工事1）</p> <p>1) 広瀬・琴川ダム貯水池周辺他緊急維持修繕業務委託（その2）において、特記仕様書第2条ただし書きの規定に基づき、予定価格が超過するおそれがある場合の契約の打ち切りを行っていたが、この際に書面で行うべき通知がされていなかった。</p> <p>また、この契約打ち切りに係る工事打合せ簿が所属長まで決裁されていなかった。</p>	<p>1) 監査以後の対応・今後の処理方針</p> <p>監査以後の琴川ダム貯水池周辺他緊急維持修繕業務委託契約については、予定価格を超過するおそれがある場合の契約打ち切りの際に、所属長の決裁を受け書面（業務打ち合せ簿）により請負者あて通知している。</p>

監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月10日、11月13日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>（指導事項） 1件（工事1）</p> <p>1) 荒川ダム管理設備点検業務委託において、請負代金の變更に係る工事打合せ簿に所属長の決裁がないものがあった。</p>	<p>1) 請負代金變更に係る打合せ簿の所属長の決裁については、起案者及び決裁過程において決裁箇所数を記入した付箋を使用することにより確認し、チェックを厳重に行い、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月11日、11月14日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>（指導事項） 1件（財産1）</p> <p>1) 行政財産使用許可により使用を許可した財産及び借受財産について、公有財産事務取扱規則に基づく移動報告書が提出されていないものがあった。</p>	<p>1) 使用許可期間が更新されていなかった下記の件について、使用許可書を確認して貸付（使用許可）移動報告書を作成した。</p> <p>また、移動報告書が未提出だった恩賜県有財産などの借り受けている土地（8件）については、登記簿・公図で確認を行い、借受財産移動報告書を作成し、所管課へ提出した。</p> <p>その後、公有財産台帳が更新されている</p>

	ことを確認した。
--	----------

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月2日、12月20日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
（指導事項） 1件（契約1） 1）深城ダム公園植栽管理業務委託他2件の予定価格調書について、契約担当者の認印がなかった。	1）再発防止策として、委託・工事で使用している事務所独自のチェックリスト表のチェック項目（『予定価格調書』）内容欄に確認内容の追加を行った。

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月15日～17日、11月21日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
（指導事項） 1件（財産1） 1）電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合は、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。	1）変更許可指令書の交付により、使用料の改定に係る条項を追加規定した。今後は、行政財産使用料等の算定に係る通達に基づき、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	中北教育事務所
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月6日、12月26日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
（指摘事項） 1件（給与1） 1）下記の管内5小中学校において、教育職員の現金支給に係る給与が各学校の給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあった。 （5校合計 772,740円） 南アルプス市立白根源小学校 南アルプス市立大明小学校 甲斐市立竜王中学校 中央市立田富小学校 北杜市立秋田小学校	1）管内小中学校に、給与資金前渡口座の適正な取扱いを通知し、チェック表の作成を依頼した。 また、給与資金前渡口座に給与が支給される事例について研修会を開催し周知を図った。 今後も、チェック表の作成を継続することとし、併せてメールや研修会等を通じて注意喚起することにより、給与資金前渡口座の適正な取扱いを図る。
（指導事項） 2件（収入1、給与1） 1）下記の管内3小学校の給与資金前渡職員口座に利息が発生したが、小学校での通帳記帳及び教育事務所への連絡が遅れたため、利息の調定が遅延していた。	1）管内小中学校に、給与資金前渡口座の適正な取扱いを通知し、チェック表の作成を依頼した。 また、給与資金前渡口座に給与が支給さ

南アルプス市立落合小学校 甲斐市立竜王小学校 北杜市立秋田小学校 2) 5月1日付けで発令通知書が発出された非常勤講師に係る報酬が、4月2日付けで起案した非常勤講師報酬に係る支出負担行為伺いの積算額に含まれていた。	れる事例について研修会を開催し周知を図った。 今後も、チェック表の作成を継続することとし、併せてメールや研修会等を通じて注意喚起することにより、給与資金前渡口座の適正な取扱いを図る。 2) 今後は、発令日に留意して支出負担行為伺いを作成する。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	峡東教育事務所
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指摘事項） 1件（給与1） 1) 非常勤の教育職員の通勤手当に相当する額は、月15,000円が支給限度であるが、はぐくみプラン非常勤講師について、当該限度額を超過して支出しているものがあった。 （超過額 108,191円）	1) 指摘に基づいて2月に調定を行い、3月中に返還が完了した。 通勤手当算定に当たっては学校側の十分な理解が必要であることから研修等を通じて学校に周知徹底を図るとともに、教育事務所と学校とで連絡を密に取ることにより相互確認を徹底する。

監査対象所属	峡南教育事務所
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月13日、12月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件（物品1） 1) トナーカートリッジ他1件の購入契約において、物品要求書の限度額（予定価格）を上回る金額で契約し、支払を行っていた。	1) 今後は、物品要求書の作成及び支払事務の際に複数の職員がチェックし、事務の適正な執行に努める。

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成23年9月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月20日、平成25年1月30日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 3件（財産2、物品1） 1) 電柱設置他を目的とする行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告書が提出されていなかった。 2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料に算定誤りがあり、過大に徴収していた。 また、電柱敷に係る行政財産使用料の調定が遅延していた。	1) 公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき、移動報告書を提出した。今後は遅滞のないよう処理を行う。 2) 過大に徴収していた行政財産使用料の返還処理を行った。 また、調定については今後遅延しないよう努める。

<p>3) 図書等の管理において不明・未返却図書が次のとおり認められた。</p> <p>①不明資料</p> <p>平成 21 年度 43 点 平成 22 年度 336 点 平成 23 年度 151 点 合計 530 点</p> <p>※平成 24 年度については、新図書館業務システム移行に伴い調査中。</p> <p>②未返却資料</p> <p>平成 21 年度 4 点 平成 22 年度 21 点 平成 23 年度 14 点 平成 24 年度 2,853 点 合計 2,892 点</p> <p>※平成 24 年度については、貸出図書件数の大幅な増加のため。</p>	<p>3) 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>①不明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BDS ゲート（不正持ち出し防止装置）を設置し不正持ち出しの防止を図る。 ・職員による書架エリアの巡視の強化や協力員による館内外の巡視により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。 ・利用案内や広報活動などを通じて啓発活動を行い利用マナーの向上を図っている。 <p>②未返却図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 ・貸出の際、返却日を明記した期日票を貸出資料に添付し、返却期限の厳守をお願いしている。 ・返却期限が過ぎても返却されない場合は、館内規程に基づき、電話・はがきによる督促を行い、回収に努めている。 ・「山梨県立図書館利用規程」に基づき、督促したにもかかわらず、資料の返却を怠ったときは、館外利用等の停止措置をとり、再発防止を図っている。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 8 月
監査実施日	平成 24 年 11 月 8 日、12 月 26 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 3 件（支出 1、契約 1、物品 1）</p> <p>1) 立替払いした有料道路通行料について、財務規則第 80 条第 2 項の規定による請求を行わず、後日支出した前渡資金により精算していた。</p> <p>2) 平成 24 年度の展覧会等委託契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為伺いに「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。</p> <p>3) 寄附物品（寄贈図書）の受入について、財務規則第 147 条第 4 項に規定する出納通知が行われていなかった。</p>	<p>1) 年度当初に繁忙を極める中、急な出張で高速道路を使用しなければならず、資金前渡の処理が間に合わなかったことが原因であった。</p> <p>今後、このようなことがないように適正に事務処理を行う。</p> <p>2) 早急に追記した。今後はこのようなことがないように複数人でチェックを行い適切に処理を行う。</p> <p>3) 寄贈された図書や、他の美術館等から送付されてくる図録等、過去から登録されていないことが判明したため、現在、受け入れ状況の調査中であり、館として適切に対応する。</p>

監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 8 月
監査実施日	平成 24 年 11 月 21 日、平成 25 年 1 月 16 日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 4件（物品1、給与2、支出1）</p> <p>1) 郵便切手類受払簿について、リーフレット・チラシ等の発送用郵便切手及び平成24年3月に購入した郵便切手の一部に記載漏れがあり、期末残高が現物有高と相違していた。</p> <p>2) 扶養手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、支給不足となっていた。</p> <p>3) 通勤手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。</p> <p>4) 収蔵庫システムパッケージエアコン電力比例制御パネル交換に係る修繕料の支出において、履行の確認が行なわれていなかった。</p>	<p>1) 記載漏れを修正した。平成25年度から様式が変更になることから、これに基づき月々のチェックを複数人で行う。</p> <p>2) 認定を訂正し支給した。</p> <p>3) 認定を訂正し過払いとなっていた手当を返還した。 ※2)、3)について、今後は会計事務自己点検表を活用し、認定に誤りの無いよう事務手続きを行う。</p> <p>4) 履行確認はしていたが、請求書への記載漏れであった。直ちに履行確認の記載を行った。今後は事務処理に遺漏の無いよう留意する。</p>

監査対象所属	考古博物館（埋蔵文化財センター）
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月5日、平成25年1月18日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 3件（給与1、支出1、物品1）</p> <p>1) 住居手当の認定に当たり、住宅賃貸借契約書の家賃の欄に「共益費込」、「駐車場込」等の記載があるにもかかわらず、家賃のみの額についての確認が行われていないものがあつた。</p> <p>2) 峡北収蔵庫に係る水道使用料について、納期限を過ぎて支出しているものがあつた。</p> <p>3) 郵便切手類受払簿の引継ぎにおいて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていなかった。</p>	<p>1) 住居手当 借家の貸主に確認し、いずれも共益費や駐車料を個別に算定することは困難であり、家賃から差し引くことはできない旨を確認したため、住居手当の認定簿に確認書を添付した。今後は適正な事務処理に努める。</p> <p>2) 峡北収蔵庫に係る水道使用料 事務の遅滞によるものであり、カレンダーに支払日を記載するなど再発防止に努める。</p> <p>3) 郵便切手類受払簿の引継ぎ 帳簿へ引継ぎに係る記名・押印等を行った。今後は適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	学術文化財課及び所属（美術館、博物館、考古博物館）に対する意見
監査対象期間	各所属ごと別途記載
監査実施日	各所属ごと別途記載
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(意見) 1件（収入1）</p> <p>美術館、博物館及び考古博物館（以下「美術館等」という。）において、県（美術館等）と県以外の団体等を構成員とする実行委員会が、特別展を</p>	

開催し、観覧者から料金を徴収していた。

この特別展の開催に要する経費の支出には構成員からの負担金を充て、観覧者から徴収した料金（以下「実行委員会の料金」という。）は実行委員会の口座に保管・管理されていた。

負担金の精算額及び徴収した料金については、各構成員の負担金の負担割合に応じて配分され、各構成員に払い込まれていた。

実行委員会から構成員としての県への払込金については、使用料として県の歳入にしていた。

1) 実行委員会による公の施設の使用について

実行委員会が開催する特別展において、実行委員会は美術館等の展示施設を使用していたが、これは県以外の団体による公の施設の使用にあたる。

実行委員会が特別展を開催するにあたり、美術館等の展示施設の使用手続きが行われていなかった。

実行委員会による美術館等の施設を使用した特別展の開催にあたり、施設の使用に関する手続きを適正に行う必要がある。

2) 指定管理者による実行委員会の料金の徴収事務について

美術館等は、美術館等が開催する（実行委員会が開催する場合を除く。）常設展や特別展において、観覧者から、美術館等の設置及び管理条例（以下「条例」という。）に基づく観覧料を徴収し、使用料として県の歳入にしている。

このうち美術館においては、実行委員会の料金の徴収事務と条例に基づく観覧料の徴収事務を同一の指定管理者が行っていた。

各徴収事務の区分を明確にするため、徴収事務に関する取り決め等を行う必要がある。

3) 実行委員会の料金の払込期限について

実行委員会の料金については、覚書等において取扱方法等は規定されているものの、県の口座への払込期限に関する規定がなく、長期間にわたり実行委員会の口座に滞留しているものがあった。

実行委員会から県への払込金については、覚書等において県に支出することが規定されていることから、払込期限について定める必要がある。

4) 実行委員会からの払込金の歳入科目について

実行委員会からの払込金を使用料として県の歳入にしているが、公の施設を利用する者からその対価として徴収する使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。

1) 実行委員会による公の施設の使用について

今後、庁内関係各課と協議したうえで、施設の使用についての手続きに関して整理し適正な事務処理に努める。

2) 指定管理者による実行委員会の料金の収納事務について

今後、実行委員会と指定管理者の間で、収納事務について取り決め等行うよう指導する。

3) 実行委員会の料金の払込期限について

今後、実行委員会と各館との間での覚書等において、払込期限について定める。

4) 実行委員会からの払込金の歳入科目について

今後、庁内関係各課と協議したうえで、歳入科目について検討する。

<p>実行委員会からの払込金については、条例で定められた使用料でないため、歳入科目について検討する必要がある。</p>	
-------------------------------------------------------------	--

監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成23年9月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月8日、12月26日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>(指摘事項) 1件（契約1）</p> <p>1) 文献検索システムに入力する書誌情報の作成に係る業務委託契約2件について、契約書が作成されないまま委託業務が行なわれていた。</p> <p>(指導事項) 2件（給与1、物品1）</p> <p>1) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り（150/100で入力すべきところを125/100で入力）、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあつた。</p> <p>2) 賃借物品であるノートパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) 担当者が契約書を取り交わすのを失念しており、指摘を受けた後、早急に契約書を取り交わした。今後は担当者間で確認を行いこのようなことがないように適切に対応する。</p> <p>1) 福利給与課長と協議をし、承認されたので、12月の給与で対応した。 今後はこのようなことがないように、時間外集計担当者及び各課長により複数人で確認を行う。</p> <p>2) 今後は、事務手続きに遺漏のないよう適切に処理を行う。</p>

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月9日、平成25年1月8日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>(指導事項) 2件（収入1、給与1）</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、収入科目が「家屋貸付料（自動販売機）」ではなく、「その他行政財産使用料」になっていた。</p> <p>2) 入試前日の宿直勤務（入試問題保管業務）について、宿日直手当が支給されていなかった。</p>	<p>1) 科目の誤りについては更正を行った。今後科目を誤らないよう経理関係の書類だけでなく行政財産貸付関係の書類にも収入科目を明記した。</p> <p>2) 支出されていなかった手当については福利給与課に協議し支出した。今後支出漏れのないよう職員会議で教員に特殊勤務実績簿の提出について周知徹底した。 また、給与担当の引き継ぎ書にも年に1～2回程度しか該当がなく特に確認が必要な手当名を明記した。</p>

監査対象所属	韮崎工業高等学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月11日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>(指導事項) 3件（収入1、給与2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p>	<p>1) 授業料 平成20年度分 先数1件 39,600</p>

<p>授業料 平成 20 年度分 先数 1 件 39,600 円</p> <p>2) 扶養手当において、支給開始時期の認定に誤りがあり、支給不足となっていた。</p> <p>3) 遠距離より自動車と鉄道利用で通勤する旨の届出を行なった職員の通勤手当について、通勤手当に関する規則第 5 条の規定による届出に係る事実を確認するための定期券等による交通機関の利用実態確認を全く行なわないまま通勤手当の支給を開始し、平成 24 年 7 月 24 日付け福利給与課長通知に基づき行なわれた手当の随時確認においても定期券等の提示を求める等の方法による通勤実態の確認を行なっておらず、監査日時点においても当該職員の通勤の実態について全く確認がなされないまま支給が行なわれていた。</p> <p>また、定期券利用者の通勤手当認定において、通勤手当認定簿第 2 号様式による所属長の認定が行なわれていなかった。</p>	<p>円について、3 月 25 日現在も未納となっている。電話・通知・家庭訪問等を行うことにより、引き続き納入を呼びかけていく。</p> <p>2) 福利給与課に過年度処理の対応を依頼し、平成 25 年 3 月 15 日に不足分を支給した。</p> <p>3) 当該職員に通勤実態が分かる書類の提出を求めたが、期限までに提出がなかったため認定の取消を行い、確認ができない期間の手当については、当該職員に返還を求めることとなった。</p> <p>また、定期券利用者の通勤手当の認定については、所定様式により認定を行った。</p> <p>今後は、通勤手当の認定及び確認を適切に行っていく。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	甲府第一高等学校	
監査対象期間	平成 23 年 1 1 月～平成 24 年 8 月	
監査実施日	平成 24 年 1 1 月 1 4 日、平成 25 年 1 月 8 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1 件（支出 1）</p> <p>1) 関東及び全国協議会の年会費として、県内の協議会会員 52 校分の年会費を支出していたが、52 校の中に県が会費を負担する必要のない県立学校以外の学校（4 校）の会費が含まれていた。</p>	<p>1) 県が県立学校以外の学校の年会費を負担する根拠はないため、関東地区及び全国高等学校進路指導協議会事務局と協議し、4 校分の年会費合計 2,400 円を県に戻入した。</p> <p>今後このようなことの無いよう、支出の根拠、目的等を十分精査し、誤りの無い事務処理をする。</p>

監査対象所属	甲府南高等学校	
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 1 0 月	
監査実施日	平成 25 年 1 月 1 1 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2 件（支出 1、給与 1）</p> <p>1) 消防設備（消火器）の保守点検業務に係る支出負担行為伺いにおいて、消火器の本数に相違があり限度額の積算に誤りがあった。</p> <p>2) 旅費の支払いにおいて、目的地の同一市町村内の移動経費を算定していたため、過払いとなっていた。</p>	<p>1) 今後、消火器の配置場所を明記した配置図を作成し、本数管理を徹底する。</p> <p>2) 旅費の過払い分について、事務手続きを行い返還済となった。</p> <p>今後は、マニュアルの共有化を図る等、チェック機能を強化し、適正な事務処理を行う。</p>

監査対象所属	甲府東高等学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月15日、平成25年1月9日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（収入1）</p> <p>1）行政財産使用許可に伴う必要経費（購入の電気料）について、平成24年2月20日から同年3月19日の使用に係る分が調定されていなかった。</p>	<p>1）左記については、平成24年12月26日付調定し、平成25年1月7日に納入された。今後の処理方針としては、自動販売機電気料と購入電気料を分けて起案することで両者を混同しないよう留意する。</p>

監査対象所属	甲府工業高等学校	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	
監査実施日	平成25年1月11日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（支出1）</p> <p>1）競歩大会施設使用料に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に定める5日を超えて精算されていた。また、支出命令書で支払日を指定していなかったため、前渡資金により支払いを行なう日の10日前に前渡資金を受け取っていた。</p>	<p>1）今後は、資金前渡の精算について、山梨県財務規則に則り適切な事務処理を行うようにする。また、前渡資金については、支出命令書において支払を行う当日または前日を支払日として指定する。</p>

監査対象所属	甲府城西高等学校	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	
監査実施日	平成25年1月11日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（財産1）</p> <p>1）水道管設置を目的とする行政財産使用料の算定において、1m未満の端数処理に誤りがあり、使用料が過小となっているものがあつた。</p>	<p>1）1m未満の端数処理について誤りがあつた行政財産使用料について、指令書の変更を行い、平成24年度分不足額及び過年度分不足額を徴収した。</p> <p>今後、同様のミスや見落としがないようチェックを確実にを行う。</p>

監査対象所属	甲府昭和高等学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月20日、平成25年1月8日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（契約1）</p> <p>1）体育館照明器具取替工事の契約書及び校内インターホン修繕工事の請書に、契約保証金免除条項の記載がなかった。</p>	<p>1）平成24年4月1日以降、支出負担行為伺いチェック表により2名以上の審査を行い、再発防止に努めている。</p>

監査対象所属	巨摩高等学校	
--------	--------	--

監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月20日、平成25年1月10日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指摘事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 教育職員の現金支給に係る給与が給与支給日に支給されておらず、所属の給与資金前渡職員口座に長期間滞留していた。(合計500,000円)</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、納入期限後に納入されていたが、賃貸借契約書第9条に基づく延滞金が調定されていなかった。</p>	<p>1) 監査日以前の9月10日、担当者が現金支給をしていないことに気づき、全額を該当の職員に支給した。</p> <p>その後は明細書での確認を行うとともに、定期的に通帳記入を行い、現金支給の有無を確認し支給を行っている。</p> <p>1) 監査での指摘を受け、平成24年11月28日延滞金の収入調定(2件)を行い、収納済みであることを確認した。</p>

監査対象所属	増穂商業高等学校	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	
監査実施日	平成25年1月11日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 3件（物品1、契約1、給与1）</p> <p>1) 平成24年度の物品要求書において、予定価格調書の作成を省略していたが、「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあつた。</p> <p>2) 単価契約である契約書において、違約金を規定する条項が、「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されており、当該契約と合致しないものがあつた。</p> <p>3) 住居手当の認定にあたり、賃貸借契約書の「借賃及び借賃以外に授受される金銭」の欄に「CATV 込」、「駐車料金付」の記載があるにもかかわらず、家賃のみの額についての確認が行われていないものがあつた。</p>	<p>1) 物品要求書において、「限度額を予定価格とする」旨の記載がなかったものに対して記載漏れの書類については、必要事項の記載を行い、所属内チェック時にも確認するよう徹底する。</p> <p>2) 単価契約である契約書「LPガス」「灯油」について、違約金を規定する条項が、契約内容に合致していなかったため、契約業者に事情を説明し適切な内容の契約書で契約を交わし直した。また、単価契約の契約書については、雛型、様式の内容をすべて適切な内容に訂正を行った。</p> <p>3) 住居手当の認定については、契約先と連絡を取り、CATV・駐車料金とも分割は不可能であることを確認。今後は、未確認となることがないように、住居手当の確認時、特に注意するよう所属内で申し合わせを行う。</p>

監査対象所属	市川高等学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月16日、平成25年1月10日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 教員特殊業務手当(対外運動競技等引率指導業務)について、12月の勤務計画を11月の勤</p>	<p>1) 通常、教員特殊業務手当については、前月の実績を翌月始めに、事務室で取りまと</p>

務実績として人事給与システムに入力し支給しているものがあつた。	め、入力している。 今回は、教員が予定・計画のものを提出し、事務室で入力してしまった事が原因であつた。 今後は日付等をチェックし、このようなことが起こらないよう注意する。
---------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	峽南高等学校	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	
監査実施日	平成25年1月11日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2件（収入1、給与1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 授業料 過年度分 先数10件 722,700円</p> <p>2) 私用車利用の旅行において、出発地、帰着地等の確認が十分に行なわれなまま旅費が支給されており、支給不足となつていた。また、臨時職員の旅行命令において命令者の決裁がなされていないもの、命令年月日が記載されていないものがあつた。</p>	<p>1) 昨年度から所在不明者については所在調査を行い、戸別訪問での督促を行っている。また、今年度は連帯保証人についても、督促文書送付、個別訪問及び所在調査を行っている。今後も粘り強く債務者及び連帯保証人への督促を続けていく方針である。特に、来年度消滅時効を迎える債務者については、重点的に戸別訪問での督促を重ねていく。</p> <p>2) 支給不足については、平成25年2月27日に支出済となつている。今後は、旅行命令時、旅行復命時に路程の確認を十分行うとともに、教職員についても旅費についての研修等を行い、再発防止に努めていく。また、臨時職員の旅行命令については、命令時に記載等の漏れや路程のチェックを十分行うように改善した。</p>

監査対象所属	笛吹高等学校（石和高等学校・山梨園芸高等学校）	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年12月3日、平成25年1月9日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（給与1）</p> <p>1) 住居手当について、賃貸借契約の更新により家賃が減額改定となつていたが、所属長による確認・改定行為を行わないまま減額支給していた。</p>	<p>1) 直ちに確認・改定行為を行った。以後、所属長による確認・改定行為を速やかに行う。</p>

監査対象所属	日川高等学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月20日、平成25年1月10日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指摘事項） 1件（給与1）</p> <p>1) 宿泊を伴う修学旅行の引率について、特殊勤務手当が支給されていなかった。（合計15人</p>	<p>1) 教育委員会福利給与課に協議の上、該当者に対し電算入力を行い、2月の例月給与</p>

分 204,000 円)	(支給日 2 月 15 日) で遡及支給を行った。 (合計 15 人分 204,000 円) 今後は、担当者は学校行事等と例月処理内容を記載した業務計画表を作成し、必要な処理が完了しているか担当者・決裁者ともチェックを行い、再発防止に努める。
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成 23 年 1 1 月～平成 24 年 8 月
監査実施日	平成 24 年 1 1 月 22 日、平成 25 年 1 月 10 日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2 件 (支出 1、財産 1) 1) 全国学校図書館研究大会参加費の前渡資金について、7 月 6 日に支出が完了しているにもかかわらず、予備監査日現在未精算であった。 2) 正門外灯の新設及び樹木の植替えを行っているが、公有財産事務取扱規則第 50 条第 1 項に規定する移動報告書が提出されていなかった。また、コピー機、電話、購買に係る行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第 50 条第 2 項に基づく移動報告書が提出されていなかった。	1) 全国学校図書館研究大会事務局に「参加費領収書」の送付を督促し、12 月 12 日に資金前渡の精算を行った。今後は、事務終了後、直ちに資金前渡の精算を行う。 2) 平成 24 年 11 月 30 日付けで教育庁学校施設課に「公有財産移動報告書及び行政財産貸付 (使用許可) 状況」を提出した。今後は、公有財産の移動や貸付内容の変更に留意し、報告もれのないように努める。

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 10 月
監査実施日	平成 25 年 1 月 11 日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1 件 (収入 1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数1件 168,300円	1) 収入未済については、保護者に電話連絡や家庭訪問を行い督促したが解消されていない。 今後も、家庭訪問などの取り組みを強化していく。 なお、平成 25 年 1 月 16 日に家庭訪問し「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させている。

監査対象所属	都留高等学校
監査対象期間	平成 23 年 1 1 月～平成 24 年 8 月
監査実施日	平成 24 年 1 1 月 21 日、平成 25 年 1 月 11 日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 3 件 (給与 1、支出 2) 1) 英語指導助手 (ALT) に支給する報酬において、「招致外国青年の雇用及び勤務条件に関する要綱」第 7 条の規定に基づく「所要の調整」として、所得税額相当分を報酬月額に加算して支	1) 平成 24 年 12 月 5 日付の高校教育課長通知「ALT の雇用保険料の取扱いについて」に基づき、れい入の処理を行った。 平成 24 年 12 月分の報酬からは適正に執

<p>給しているが、この加算により増額される雇用保険料相当分についても、月額報酬に加算して支給していた。</p> <p>2) 日直代行業務に係る委託料の支払において、財務規則第 57 条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払を行っていた。</p> <p>3) 高速通行料金並びに日本数学教育学会大会参加費及び同大会講習会受講料に係る前渡資金について、財務規則第 72 条第 2 項に規定する 5 日を超えて精算されていた。</p>	<p>行している。</p> <p>2) 請求書を受け取る際、請求年月日を含む必要事項のチェックを徹底する。</p> <p>3) 資金前渡した現金を教員に渡す際、規則で 5 日以内に精算しなければならないことを徹底する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	上野原高等学校	
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 10 月	
監査実施日	平成 25 年 1 月 17 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 1 件（給与 1）</p> <p>1) 住居手当について、支給要件を喪失した職員の住居届が所属長に提出されていなかった。（要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。）</p>	<p>1) 該当職員に住居届の提出を指導し、提出を受けた。 なお、今後はチェック体制を強化し、未提出等がないように努める。</p>

監査対象所属	谷村工業高等学校	
監査対象期間	平成 23 年 11 月～平成 24 年 8 月	
監査実施日	平成 24 年 11 月 29 日、平成 25 年 1 月 22 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 2 件（財産 1、物品 1）</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。</p> <p>2) 外国語指導助手へ貸付けている寝具一式について、財務規則第 161 条に規定する物品貸付調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) 使用料過大徴収について精算を行った。 今後はこのようなことが無いよう、使用料の算定にあたっては、十分注意し、複数の者が金額を審査する等の対策を行う。</p> <p>2) 外国語指導助手寝具一式に係る物品貸付調書について 財務規則第 161 条に基づき物品貸付調書を作成した。 今後はこのようなことが無いよう、次回の指導助手に係る寝具の購入にあたっては手続きに遺漏がないよう担当者に引き継ぐ。</p>

監査対象所属	桂高等学校	
監査対象期間	平成 23 年 11 月～平成 24 年 8 月	
監査実施日	平成 24 年 11 月 29 日、平成 25 年 1 月 22 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項) 2 件（契約 1、財産 1）</p> <p>1) 平成 24 年度の印刷機保守契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担</p>	<p>1) 支出負担行為伺いに「限度額を予定価格とする」旨の記載を行った。</p>

<p>行為伺いに「限度額を予定価格とする」旨の記載がなかった。</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>過年度分 5筆</p>	<p>今後は、複数者により、記載内容のチェックを徹底し、記載漏れの無いようにする。</p> <p>2) 取得用地の未登記については、主管している学校施設課と協議し、谷村工業高等学校との統合と併せ学校施設課で対応している。</p>
-------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月11日
監査の結果	
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、平成23年度分及び平成24年度分が調定されていなかった。</p> <p>2) 公衆電話及び有料コピー機設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 平成23年度分及び平成24年度分の電柱設置を目的とした行政財産使用料については、平成25年2月に調定を行い納入を確認した。</p> <p>今後は内部管理を徹底し再発の防止に努める。</p> <p>2) 公衆電話及び有料コピー機設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定に伴う再計算を行い、過大に徴収していた分についてれい出により返還した。</p> <p>今後は内部でのチェックを徹底し、再発の防止に努める。</p>

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令書に記載の支出目的、支出科目と相違した支出が行なわれるなど、次のとおり不適切な事務処理があつた。</p> <p>同一日に口座振替される電気料金及び後納郵便料金のうち、後納郵便料金支払を目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日までに口座に入金されていなかった。</p> <p>このため、振替日において、電気料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から後納郵便料金が口座振替された。この結果、電気料金として口座に入金した前渡資金で後納郵便料金の支払が行なわれていた。</p> <p>また、電気料金については、残高不足となり口座振替が行なわれず支払遅延となつていた。</p> <p>振替不能となつた電気料金の支払にあたり、後納郵便料金支払を目的としてあらためて口</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 今回指摘を受けた件の一番の原因は、後納郵便料金の支払遅延にある。</p> <p>そのため、以後は口座引落予定日に間に合うよう支出命令書が作成されているかを確認するため、確認表を作成し、事務次長がチェックを行っている。</p> <p>なお、支出目的と相違した支出科目により支出を行ったことについては、緊急払いをすることのみ気持ちが向いてしまい、科目更正を行うこと、また、送られてきた納付書による支払いについて前渡資金の精算を怠つてしまった。今後は、財務規則に則り適切な会計事務を行うよう徹底する。</p>

<p>座に入金した前渡資金と口座に残っていた電気料金支払を目的とした前渡資金とを口座から引き出し、あわせて現金により電気料金の支払を行っていた。この結果、後納郵便料金を目的として口座に入金された前渡資金で電気料金（一部）の支払が行なわれていた。</p> <p>さらに、現金により支払を行なった電気料金について、支払完了後に前渡資金精算書による精算が行なわれていなかった。</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 校舎改築工事に伴う工事用水道使用料金の業者負担金について、調定が遅延しているもの、また、平成23年度分を平成24年度に調定を行なっているものがあった。</p> <p>2) 平成24年度の支出負担行為伺いにおいて、予定価格調書の作成を省略していたが、「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。</p>	<p>1) 指導のあった点については、調定の事実が発生次第至急に行うことを心掛ける。</p> <p>また、調定した件については、随時収入状況の確認を行う。</p> <p>2) 指導以降、支出負担行為伺いに「限度額を予定価格とする」旨の記載を徹底している。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象所属	ろう学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 4件（収入1、支出1、契約2）</p> <p>1) 電話柱及び公衆電話の設置を目的とした行政財産使用料の調定が遅延していた。</p> <p>2) 郵便切手購入代金の支払が遅延していた。</p> <p>3) 平成23年度に行なわれた印刷機及び丁合機の随意契約（見積合せ）において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>4) ノートパソコンの調達に関する契約において、請書が徴されていないかった。</p>	<p>1) 財務規則等を熟知し、チェックを確実にを行い、行政財産使用料の調定について適正な事務処理を行う。</p> <p>2) 契約相手先が支払期限を指定していた場合の支払について、支払遅延防止法の解釈に誤りがあったため、今後は当該法を熟知し、チェックを確実にを行い、適正な事務処理を行う。</p> <p>3) 財務規則等を熟知し、チェックを確実にを行い、予定価格調書の作成が必要な場合は適正な事務処理を行う。</p> <p>4) 財務規則等を熟知し、チェックを確実にを行い、請書の徴取が必要な場合は適正な事務処理を行う。</p>

監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月29日、平成25年1月28日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 1件（契約1）</p>	

1) 通学バス運行委託契約において、契約書第8条の規定による運転管理者及び整備管理者の選任届出が行なわれていなかった。	1) 契約書に基づく「運転管理者及び整備管理者の選任届」を速やかに提出させるとともに契約条項を遵守していく。
-------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

監査対象所属	わかば支援学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	
<p>(指導事項) 3件 (収入2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。特別支援教育就学奨励費(給食費)過払いに係る返還金 平成23年度分 先数 3件 90,720円</p> <p>2) 特別支援教育就学奨励費(給食費)過払いに係る返還金(分割分)について、分割納付期限までに納付されず延滞しているものがあつたが、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていないものがあつた。</p> <p>3) 単価契約である日直代行業務委託契約書において、予定数量が明記されておらず、また、違約金を規定する条項が「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されており、契約内容と合致していなかった。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 収入未済は、平成24年度以降の分割納付期限分90,720円であり、平成24年度末現在、納入済額が39,320円、収入未済額は51,400円である。納入が速やかに行われるよう電話や文書により連絡を随時行っている。今後も継続的に連絡をとり債権の回収に努めていく。</p> <p>2) 平成25年1月16日、督促状を発付した。債務者に電話や文書での連絡を行い、再度納入を促した。今後は、関係規則に則り、債権管理の適正な事務処理に努める。</p> <p>3) 来年度契約書等について、違約金を規定する条項の内容を変更し、業務を要する日に予定数量を追加する。今後は、財務規則に則り、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月22日、平成25年1月11日
監査の結果	
<p>(指導事項) 3件 (給与1、財産1、物品1)</p> <p>1) 扶養手当及び住居手当について、支給要件を喪失した職員がいたが、所属長の認定・確認を行なわないまま支給を停止していた。</p> <p>2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告書が提出されていなかった。</p> <p>3) 使用不能となった冷凍庫を棄却していたが、財務規則第164条に基づく物品棄却調書による棄却のための手続きを行なっていなかった。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 認定簿に所属長の認定・確認を受けた。今後は所属長の認定・確認があることを確認してから支給要件喪失の入力を行う。</p> <p>2) 移動報告書を提出した。今後は公有財産の貸付・使用の許可があつた時又は当該貸付の内容に変更があつた場合には速やかに移動報告書の提出を行う。</p> <p>3) 財務規則第164条に基づく物品棄却調書による棄却のための手続きを行った。今後は物品の棄却を行う際には棄却調書による手続きを経て、棄却を行う。</p>

監査対象所属	富士見支援学校
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月

監査実施日	平成24年11月30日、平成25年1月23日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（給与1）</p> <p>1) 住居手当について、支給要件を喪失した職員の住居届が所属長に提出されていなかった。 （要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。）</p>	<p>1) 直ちに、支給要件の喪失の住居届を提出させた。今後は、各種規則の確認を行い、適切な事務処理に努めていく。</p>

監査対象所属	葦崎警察署	
監査対象期間	平成23年10月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月1日、平成24年12月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 1件（収入1）</p> <p>1) 自動販売機設置に係る県有財産貸付料について、納入期限後に納入されていたが、賃貸借契約書第9条に基づく延滞金が調定されていなかった。</p>	<p>1) 延滞金の収入調定を行ない、平成24年11月16日に納入されたことを確認した。</p>

監査対象所属	富士吉田警察署	
監査対象期間	平成23年10月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月2日、平成24年12月25日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項） 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 平成19年度から平成22年度の宿舍入居料の算定について、延べ床面積に誤りがあり入居料が過大に徴収されていたが、監査日現在入居者への返金が行なわれていなかった。</p> <p>2) 富士吉田警察署分庁舎ほか防水補修工事及び山中湖等における水上安全保安区域標識設置工事に係る請負契約書において、契約保証金を免除しているにもかかわらず違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) 該当する入居者に返金を行なった。</p> <p>2) 指導後すぐに正しい工事請負契約書を作成して活用している。確実な点検及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。</p>